

令和 7 年度

旭川農業水利事業

あいののダム管理棟建屋建築監理業務

現 場 説 明 書

東北農政局旭川農業水利事業所

1 契約の保証については、別紙 1 のとおりである。

2 本業務の積算に当たっては、次の基準を適用している。

- ・「官庁施設の設計業務等積算基準」（国営整第 159 号 令和 6 年 1 月 9 日改訂）
- ・「官庁施設の設計業務等積算要領」（国営整第 210 号 令和 6 年 3 月 26 日改訂）
- ・建築物の類型は国土交通省告示第八号による第四号第一類とし、「官庁施設の設計業務等積算要領」の別表 1－1 の「工事監理（総合、構造、設備）」を適用している。
- ・官庁施設の設計業務等積算要領より、諸経費率 1.1、技術料等経費率 0.15 としている。
- ・本業務における歩掛については、下記のとおり計上している。

作業項目	1 業務当たりの編成人員（人）					
	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
建築監理業務					45.0	

3 完成検査に必要な申請手数料を以下のとおり計上している。

あいののダム管理棟建屋（A=288.38 m²）

中間検査なし 完了検査（建築確認申請等手数料）

31,000（税込み）

4 建築物の概要について

工事監理の対象となるあいののダム管理棟建屋の概要は、別添「参考図」のとおりである。

5 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙 1

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下のアからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下のアからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局西奥羽土地改良調査管理事業所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木 智宏」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書。

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局旭川農業水利事業所長 小

泉 亘司」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ク) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局旭川農業水利事業所長 小泉 亘司」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(エ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(オ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局旭川農業水利事業所長 小泉 亘司」と記載するように申し込むこと。

(エ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(オ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

(3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は可能な限り電子契約システムを介して提供する。

(4) (1)の規定に関わらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(5) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

平面図

S=1:100

別添参考図-1

屋根
塗装マグネシウム添加清融55%
アルミニウム・亜鉛めっき鋼板 瓦棒葺き
アスファルトルーフィング940下地
野地板：構造用合板(厚24)

2階平面図

S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

屋根平面図

S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

1階平面図

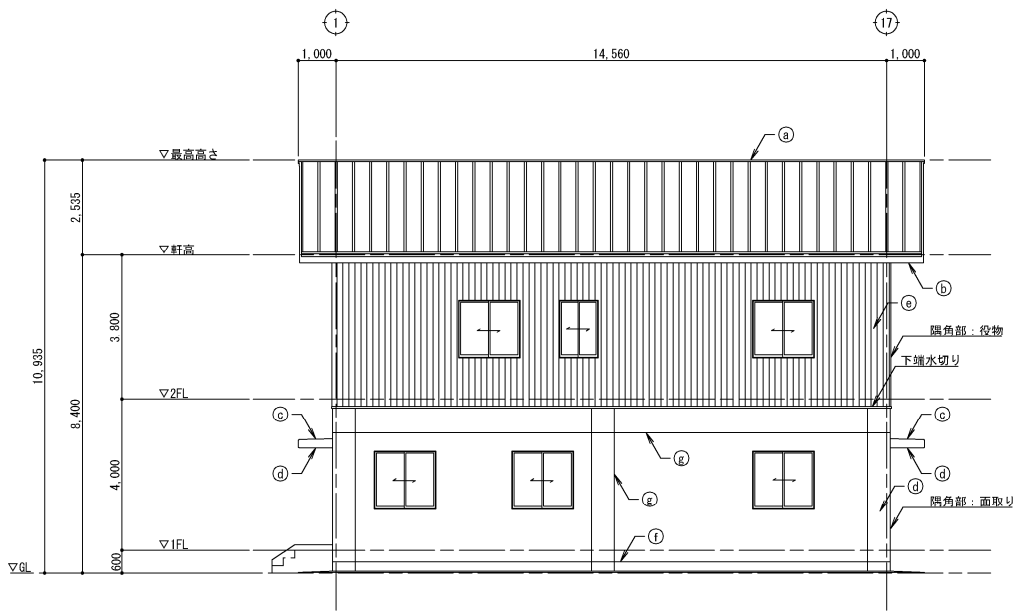
S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

工事名			
図面名	平面図		
作成年月日			
縮尺	1:100	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

立面図

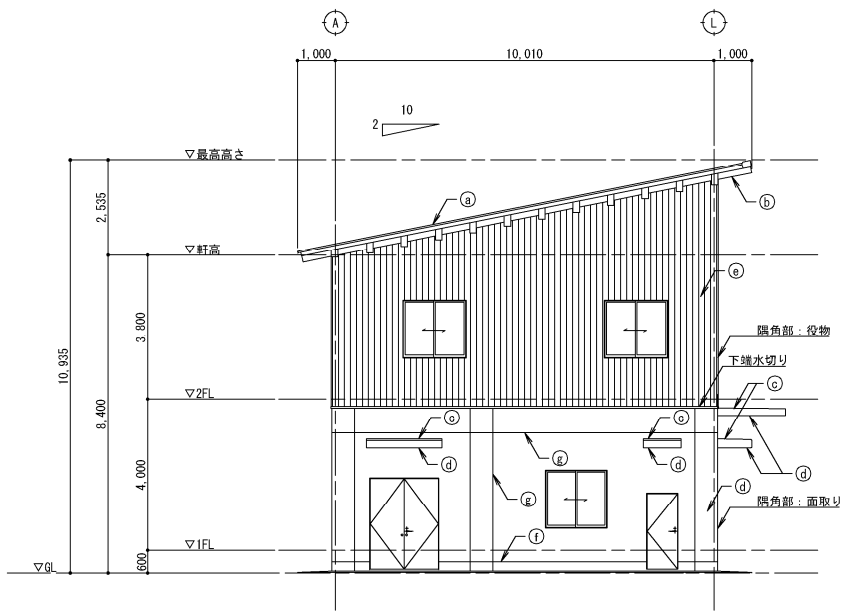
S=1:100

別添参考図-2



南側立面図

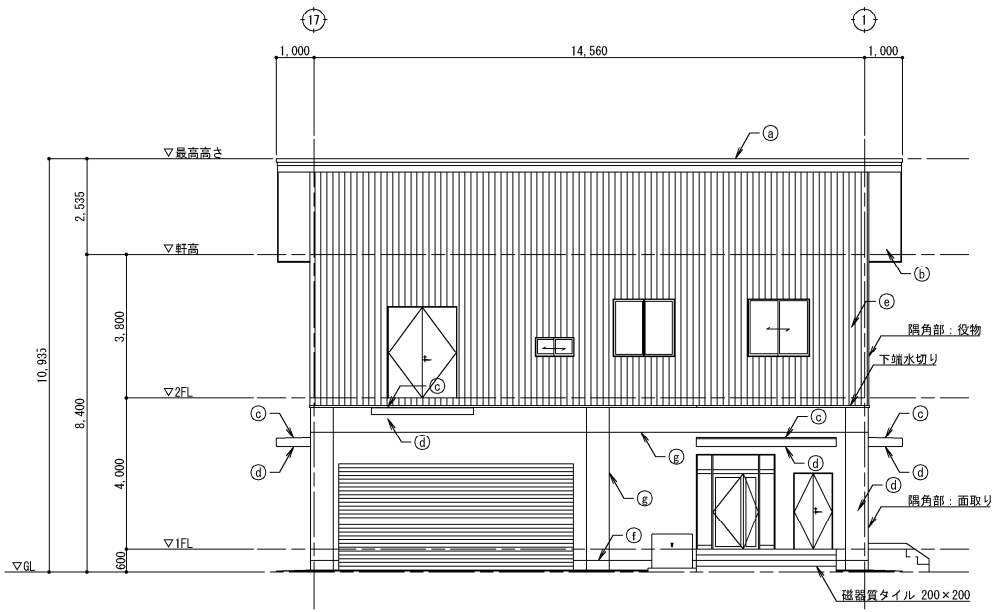
S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



東側立面図

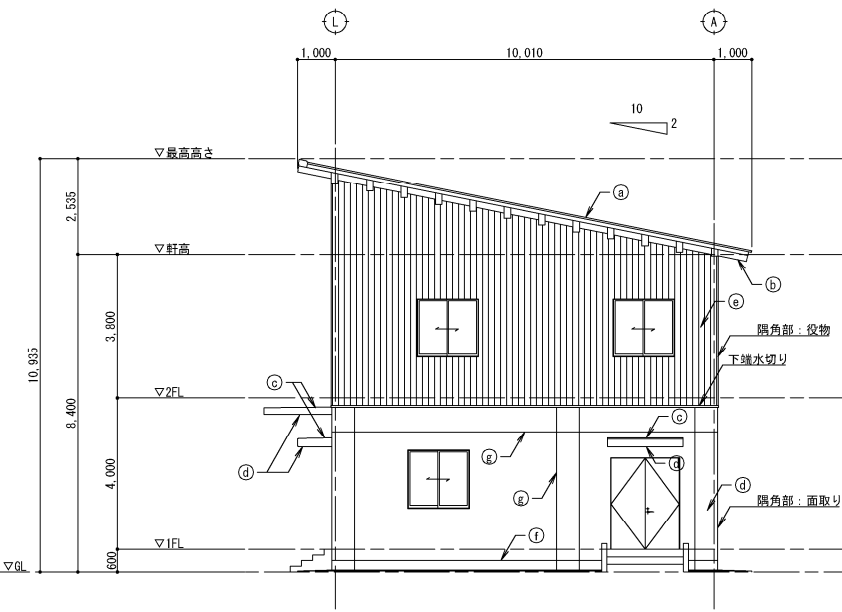
S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

凡例		
a	屋根	塗装マグネシウム添加溶融55% アルミニウム・亜鉛合金めっき銅板 瓦棒葺き
b	軒天	けい酸カルシウム板 (厚6) EP塗装
c	庇	ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2)
d	外壁・底表面	カラークリア塗装
e	外壁	金属サイディング (厚15)
f	外部巾木	補修仕上 (H=300)
g	外部縦・横目地 (打継目地・誘発目地)	目地寸法: 20×20 シーリング: PU-2 20×10



北側立面図

S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



西側立面図

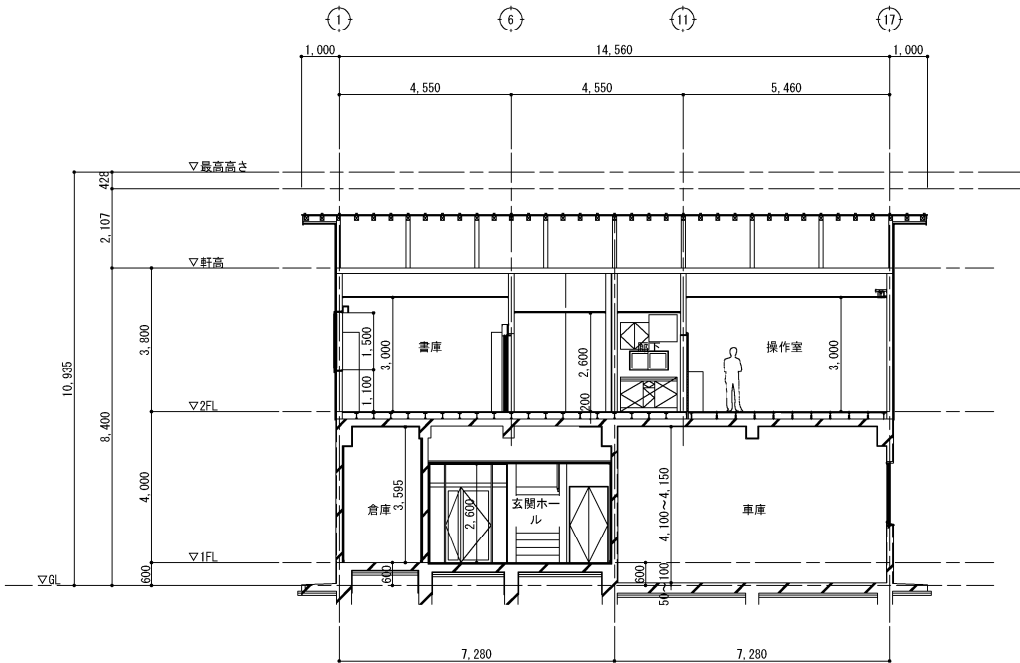
S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

工事名			
図面名	立面図		
作成年月日			
縮尺	1:100	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

断面図

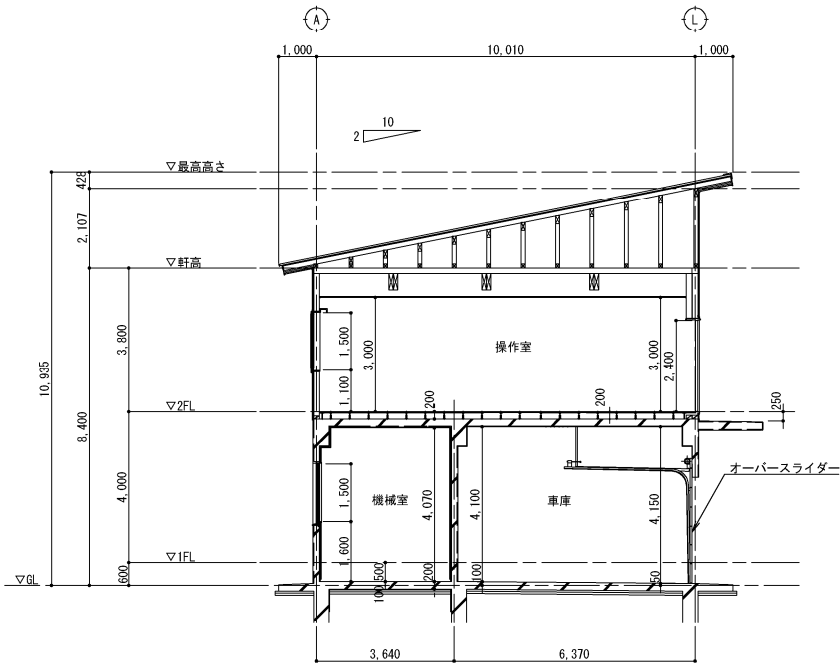
S=1:100

別添参考図-3



ロー口断面図

S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



イーイ断面図

S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

工事名			
図面名	断面図		
作成年月日			
縮尺	1:100	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		